

令和4年7月25日
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、標題の件について、濃厚接触者と特定された場合、感染拡大防止のため原則5日間の自宅待機が必要です。ただし、検査で陰性が確認できた場合は待機期間が3日間へ短縮可能となる旨、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨をご理解のうえ、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間
5日間

- 2 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間が短縮となる場合
 - (1) 自費検査として、薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、2日目及び3日目で陰性が確認できていること。
 - (2) 抗原定性検査キットを用いる場合は、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。
 - (3) 上記のいずれの場合であっても7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※令和4年7月22日より適用し、同日付で濃厚接触者である者にも適用となります。